

平成25年度

地方独立行政法人山梨県立病院機構

業務実績評価書

平成26年9月3日

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会

地方独立行政法人山梨県立病院機構の平成25年度に係る業務の実績 に関する評価について

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会は、地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、山梨県が設立した地方独立行政法人山梨県立病院機構の平成25年度に係る業務の実績について評価を行いました。

地方独立行政法人は、設立団体が定めた中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成するとともに、中期計画に定めた事項のうち毎事業年度において実施すべき事項を定める計画（年度計画）を作成することとなっています。

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会は、中期計画に定めた41項目ごとに業務の実績を評価する「項目別評価」と、項目別評価の結果を踏まえて中期計画の達成状況を総合的に評価する「全体評価」を行いました。

この業務実績評価書は、地方独立行政法人山梨県立病院機構から提出された平成25年度の業務実績報告書及び法人へのヒアリング等を行ない、5名の評価委員によって行われた法人の業務実績の調査、分析及び審議に基づく評価の結果を記載してあります。

平成25年度は、地方独立行政法人に移行して4年度目に当たり、救命救急医療を始め、がん医療、精神科救急・急性期医療及び災害時における医療救護等、政策医療を中心に様々な取り組みが進められています。

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会として、平成25年度の業務実績評価を通し、地方独立行政法人山梨県立病院機構が、引き続き県民に信頼される質の高い医療を提供し、県民の健康と生命を守る本県の基幹病院を運営する重要な役割を担うとともに、行政、地域の医療機関及び関係機関と連携を図りつつ、本県の医療水準の向上に寄与されることを期待します。

平成26年9月3日

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会

委員長 今井 信吾

平成26年度地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会

評 価 委 員

(敬称略・五十音順)

委員長

今 井 信 吾

(元三井住友海上きらめき生命取締役社長)

委 員

佐 藤 弥

(委員長職務代理)

(国立大学法人山梨大学医学部教授)

委 員

手 塚 司 朗

(一般社団法人山梨県医師会副会長)

委 員

波 木 井 昇

(公立大学法人山梨県立大学理事)

委 員

藤 巻 秀 子

(公益社団法人山梨県看護協会会長)

— 目 次 —

第1 全体評価 P 1

第2 項目別評価 P 9

(参考資料) P 73

- ・ 貸借対照表及び損益計算書
- ・ 用語の解説

第 1 全体評価

第1 全体評価

1 総評

地方独立行政法人山梨県立病院機構の平成25年度における中期計画の実施状況は順調であると評価する。

地方独立行政法人に移行して4年度目に当たる平成25年度は、県立病院機構の有する人的、物的資源を活用し、救命救急医療、がん医療及び精神科救急医療などの政策医療を確実に提供するとともに、医療の質の向上に努めた結果となっている。

県立中央病院では、救命救急センターにおいて、患者数が前年度に比べ大幅に増加し、各診療科の専門医と連携した治療が行われた。

また、遠距離の救命救急活動を可能としたドクターヘリの出動件数が増加するとともに、ドクターカーの出動件数についても大幅に増加し、近距離の救命救急活動も積極的に行われ、救命救急医療の一層の充実が図られた。総合周産期母子医療においては、他の医療機関と連携し、県内多くのハイリスク妊婦、胎児及び新生児に専門的な医療を提供した。がん医療では、ゲノム解析センターを開設し、遺伝子情報の解析を行うことでがんの発生防止や治療対策に取り組む体制を整備した。

県立北病院では、精神科救急・急性期医療及び児童思春期精神科医療の受け入れ体制を強化するため、病棟の再編整備を行い、重症度の高い患者への治療に取り組んだ。

また、心神喪失者等医療観察法に基づく医療については、指定入院医療機関・指定通院医療機関として充実した医療を提供し、対象者の社会復帰を促進するとともに、指定通院者に対しても適切な医療を提供した。

特に、県立北病院においては、多職種医療チームによる総合的で一貫した医療を提供することにより、患者の回復支援、社会復帰に寄与している。

財務状況については、年度計画を上回る経常利益を計上したものの、平成24年度に厚生労働省、関東信越厚生局等により実施された特定共同指導の指摘により平成25年度決算において保険者及び患者への自主返還金6億3,600万円余を臨時損失として計上したことは、病院機構の純利益の大幅減となったことのみならず、指摘事項が多岐にわたったことを重く受け止め、適正な診療報酬請求が行われるよう求めるものである。

県立病院機構は、県民の健康と生命を守る本県の基幹病院を運営する重要な役割を担っており、引き続き、政策医療を確実に提供するとともに、医療の質の向上と経営基盤の安定化に努め、県民に信頼される質の高い医療が提供されるよう期待するものである。

2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 医療の提供

- ・ 県立病院機構には、政策医療を確実に実施するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供することが強く求められている。
- ・ 救命救急医療においては、救命救急センターの患者数が地方独立行政法人化した平成22年度の約2.5倍となり、各診療科の専門医と連携して治療が行われている。

また、ドクターヘリ及びドクターカーの出動件数も増加しており、遠距離の重症患者はドクターヘリによって対応し、近距離の重症患者はドクターカーで対応することで、早期に高度な救命救急医療を提供している。

ドクターヘリの広域連携についても、平成26年8月1日から神奈川県、静岡県との3県間での運航が開始されることとなり、年度計画を順調に達成している。

引き続き、重症度の判定が的確に行われるとともに、ドクターヘリ及びドクターカーを着実に運用し、救命率の向上を図り、救命救急医療の充実が図られることを期待する。

- ・ 総合周産期母子医療においては、引き続き国立甲府病院、山梨大学医学部附属病院などと役割分担し、県内のハイリスクの妊婦等を受け入れ、総合的・専門的な医療の提供を行った。

また、救急搬送依頼実績も母体、新生児ともに高い水準となっており、退院支援についても入院児退院支援コーディネーターを配置するなど、総合周産期母子医療センターの充実に取り組んでいることを評価する。

- ・ がん医療においては、外来によるがん化学療法患者数は増加しており、通院型の治療を目的とした通院加療がんセンターの機能が発揮されている。平成25年4月に開設されたゲノム解析センターでは、乳がん、卵巣がん患者に対して適切な治療対策、予防策を立てるための遺伝子解析を行い、治療のみならず予防策を施す取り組みを行った。

また、症例に対して適切な医療を検討する会議であるがんボードについては、これまでの領域別の開催だけでなく、包括的な検討を行う総合がんボードを開始し、院外の医療従事者に向けて検討内容をホームページに掲載している。

さらに、緩和医療チームによる患者へのケア及び緩和ケア部会における事例研究、地域連携センター内に設置された「がん総合支援センター」におけるがん患者及び家族の相談実績の大幅な増加、がんセミナー及び県民向けのシンポジウムの開催による

啓発活動などの取り組みが行われた。治療にととまらず、患者及び家族への支援、県民への啓発活動を行ったことは高く評価する。

がん医療の分野における医療技術の進歩は著しい状況にあるが、引き続き治療技術の向上を図ることなどにより、高度で専門的ながん医療が提供されることを期待する。

- ・ エイズ医療においては、中期計画、年度計画の実施状況が順調であると言えるが、エイズ患者数が微増の傾向にあることから、エイズ治療中核拠点病院としての取り組みの強化を期待する。
- ・ 感染症医療について、県内で唯一「第一種感染症指定医療機関」に指定されており、危険度が極めて高い感染症である一類感染症や新型インフルエンザ等の患者の受け入れ体制が整えられている。

また、医療安全管理室に感染症専従看護師を配置するとともに、新型インフルエンザに対応した診療継続計画・対応マニュアル作成し、第一種感染症指定医療機関としての役割を果たしていることを評価する。

- ・ 精神科救急・急性期医療については、増加する救急患者等に対応できるよう、増改築を行い、病棟を再編することで患者の受け入れ体制を強化した。
- ・ 児童思春期精神科医療についても、増床を図るなどして医療の提供体制を強化し、重症度の高い患者への治療を行っている。

引き続き質の高い医療を提供するとともに、地域や教育機関などとの連携を図り、予防策への取り組みを期待する。

- ・ 心神喪失者等への医療観察法に基づく医療においては、指定入院医療機関、指定通院医療機関として多職種医療チームによる充実した医療を提供し、対象者の社会復帰を促進している点を評価する。
- ・ 県立北病院においては、多職種医療チームによる総合的で一貫した医療が提供され、関係機関とも連携を図ることで患者の回復支援、社会復帰を促進するとともに、退院後も通院・リハビリテーション等により総合的で一貫した医療を提供していることを高く評価する。
- ・ 医師の育成・確保においては、研修医に対し都内における説明会の開催や病院見学会などの積極的な活動を通じ、予定していた定員を確保し、専修医の確保も順調に行われている。

今後は医師の育成及び定着に努めることを期待する。

- ・ 7対1看護体制の導入においては、採用試験の複数回の実施、正規職員の中途採用などの対策を講じ、7対1看護体制の維持に努めた。今後は、看護師の定着を図るとともに、適切な人事労務管理の促進を期待する。
- ・ 診断群分類包括評価（DPC/PDPS）の導入においては、DPC/PDPSの

分析データを活用してクリニカルパスの設置、見直しを行っている。クリニカルパスの適用件数も増加しており、平均在院日数の短縮などの効果が見られる。

また、DPC医療機関群がⅢ群からⅡ群に登録されたことは、県立中央病院が継続して高度で質の高い医療を提供した結果である。

- ・ 患者サービスの向上については、県立中央病院においては院長をはじめ、医師、看護師等が総合案内に立ち、医療相談や患者への診察案内を行うとともに、職員を対象とした接遇研修の実施や、特定疾患・疾病についての解説記事を新聞に掲載するなどの取り組みを実施している。

外来患者を対象とした患者満足度調査では、接遇について、患者から高い評価を受けている。

また患者満足度調査の分析を行うとともに、サービス改善委員会の開催など、患者サービスの向上に努めていることは評価する。

しかし、患者からの不満が多くみられた待ち時間については依然として改善されておらず、要因を分析し、速やかに改善に取り組むことを期待する。

- ・ 診療情報の適切な管理においては、病院情報システムを更新し、患者情報等の一元管理による院内業務の円滑化、正確性の向上が図られた。

引き続き、病院情報システムから得られた患者の病名、病歴、処置状況等の情報整理、分析を行い、システムが有効に活用されることを期待する。

- ・ 診療支援システムの充実に関しては、平成25年3月から北病院において医療情報システムを稼働し、電子カルテや会計、薬品管理等を一体化したオーダリングシステムが運用されている。システムの導入により、効果的な医療の提供及び事務の効率化を図ったことを評価する。

県立北病院においても、診療支援システムから得られる情報の分析等を行い、システムを有効に活用することを期待する。

(2) 医療に関する調査及び研究

医療に関する調査研究においては、地方独立行政法人化後は、県立中央病院及び県立北病院において積極的に治験、調査及び臨床研修等に取り組んでおり、医療技術の向上に貢献している。

引き続き、県立病院機構の有する医療資源を活用した各種調査研究の推進を期待する。

(3) 医療に関する技術者の研修

医療に関する技術者の研修においては、国内外の各種学会に積極的に参加するとともに、院内においても具体的な事例を議題として検討会を実施するなど、医療従事者の研修の充実が図られ、認定看護師の養成も着実に進められている。

他の医療機関の従事者に対する研修会や症例検討会も定期的に開催し、多くの看護職員等を受け入れており、県内の医療水準の向上に寄与している。

(4) 医療に関する地域への支援

医療に関する地域への支援においては、地域連携センターを中心に、連携登録医（かかりつけ医）の一覧の掲示や連携登録医の訪問など、地域の医療機関との連携の強化を図っており、この結果紹介率・逆紹介率とも増加傾向にある。

また、県立中央病院の有する検査機器を活用し、診療所等からの依頼検査を実施しているほか、検案など捜査機関への協力、労働基準監督署等の鑑定、各種医療機関等からの調査にも積極的に協力しており、地域医療への支援及び社会的な要請に応えている。

引き続き他の医療機関等と密接な連携を図り、地域医療への支援に積極的に取り組むことを期待する。

(5) 災害時における医療救護

災害時における医療救護においては、平成26年2月の豪雪の際には、迅速に院内臨時災害対策本部を設置するとともに、県が設置した医療救護対策本部に災害医療を担当する医師を派遣することにより、通院が困難となった透析患者をドクターヘリ、防災ヘリ等で搬送し、治療を行うとともに、通常どおりの診療体制を維持したことを高く評価する。

また、平時より大規模災害時対応訓練や災害時派遣医療チーム（DMATチーム）の積極的な訓練の参加など、災害時における医療救護活動を想定した取り組みを行っており、基幹災害拠点病院としてのこれまでの取り組みにより、この度の豪雪による災害時においても適切な対応が図られたものと評価する。

3 業務運営の改善及び効率化並びに財務状況に関する事項

- ・ 簡素で効率的な運営体制の構築においては、院内の重要事項、課題及び経営状況等を病院全体の情報として共有するため、県立中央病院及び県立北病院において、幹部及び各部門の責任者を構成員とした会議を設置しており、定期的に経営分析や経営改善に向けた協議などを行っている。

県立中央病院においては、効率的な体制を構築するため、組織の見直しを行い、平成26年度から新設の組織にはセンター長、部長を配置するとともに、従来兼務となっていた職に専任の職員を配置した。

- ・ 経営基盤を強化する収入の確保、費用の削減については、平成25年度から診療報酬の迅速かつ適正な管理を行うため、県立中央病院の医事課に診療報酬担当を設置し、体制が強化されている。

また、未収金の長期化を抑制するため、納入通知、催促状を送付し、支払いを促すとともに、未収金となってから1年が経過したものについては、弁護士事務所に委託し回収に努めた結果、回収した未収金額は前年比195.3%増となった。

今後は、後発医薬品の採用に積極的に取り組むことを期待する。

- ・ 事務部門の専門性の向上については、早期のプロパー化を目指し、前倒しの採用を行い、職員の増員を進めるとともに、職員の採用試験においては、民間企業等の職務経験枠を設けた。

今後は事務職員に対する研修制度を確立し、病院業務に精通した事務職員を育成し、専門性の向上に取り組むことを期待する。

- ・ 経営参画意識を高める組織文化の醸成においては、県立中央病院の病院会議、県立北病院の院内連絡会議において、情報共有や意見交換を通して共通認識の醸成を行うとともに、入院・外来の稼働額を示し、稼働額増減の要因や対策を議論することで職員の経営参画意識が高まっていることを評価する。

メリットシステムについては、導入について引き続き検討中とのことであるので、メリットシステムの内容や効果について十分議論を重ね、制度が構築されることを期待する。

- ・ 誇りや達成感をもって働くことのできる環境の整備においては、職員満足度調査や理事長との意見交換会の実施など、職場環境の整備に注力している。

今後も、職員の時間外勤務の適正化や、年次有給休暇取得の促進など、働きやすい環境づくりに取り組まれない。

人事評価については、各科職員の業務遂行が、繁忙を極めている現状を踏まえなが

ら、引き続き、公平で客観的な評価が行われることを望む。

- ・ 財務状況については、年度計画を上回る経常利益を計上したものの、平成24年度に厚生労働省、関東信越厚生局等により実施された特定共同指導の指摘により平成25年度決算において保険者及び患者への自主返還金6億3,600万円余を臨時損失として計上した。

この度の特定共同指導により、病院機構の純利益の大幅減となったことのみならず、指摘事項が多岐にわたったことを重く受け止め、適正な診療報酬請求が行われるよう求めるものである。

一方、特定共同指導を受け、指摘された項目の問題点や課題を洗い出し、すべての項目を速やかに是正するとともに、医事課内に診療報酬担当の組織、院内に保険診療適正化プロジェクトチームを設置するなど、改善に向けた取り組みが進められた。今後は職員が一丸となって、適正な病院運営が行われ、より一層経営基盤の安定化が図られることを求める。

4 その他業務運営に関する事項

- ・ 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項については、病院施設、医療機器の整備を充実し、質の高い医療の提供が図られた。

人事に関しても、必要な人員の確保を行うことで政策医療などの諸施策が着実に実行されており、将来の布石が進められたことを評価する。